

（産婦の方へ：こちらは産婦健康診査を実施する医療機関にお渡しください。）

産婦健康診査 実施のお願い

（東京都外医療機関のご担当者様へ）

平素より昭島市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

昭島市では、都民が産後（流産・死産を含む）1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項1】

産婦が**昭島市民**であると御確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票（EPDS等）を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））、アンケート2（赤ちゃんへの気持ち質問票）について、日本産婦人科医会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票に御記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目（請求原票）・3枚目（産婦控）を産婦にお渡しください。

産婦が昭島市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」と「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、昭島市から確認の御連絡をさせていただきます。

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、下記の問合せ先へ御連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、下記の担当部署へ御連絡くださいますようお願いいたします。

【申請・お問い合わせ先】昭島市こども家庭センター 母子保健係

住 所：〒196-0012

昭島市つつじが丘3-3-15 アキシマエンス校舎棟3階

電 話：042-519-6006

受付時間：平日午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）